

川崎市公告第1443号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和7年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

川崎市ひきこもり地域支援センター運営事業に係る業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 履行場所

川崎市ひきこもり地域支援センター

川崎市川崎区日進町5番地1 川崎市複合福祉センターふくふく3階

4 事業概要

ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談に応じた必要な支援を行うとともに、居場所づくりや地域における関係機関等とのネットワーク構築等の推進を通して、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

5 提案上限額

委託料 279,591,465円（消費税及び地方消費税を除く）

1年目（令和8年度） 57,745,405円

2年目（令和9年度） 55,461,515円

3年目（令和10年度） 55,461,515円

4年目（令和11年度） 55,461,515円

5年目（令和12年度） 55,461,515円

6 参加資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応すると定めた業種（99その他業務）・種目（05福祉又は99その他）に登録されていること。なお、名簿登録される予定である場合も応募は可能とするが、令和7年12月17日の選定審査委員会時点において、名簿に登録されていない場合は、参加資格を喪失する。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がないこと。
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有さない者であること。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (8) 法人又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (9) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績があること。

7 参加資格の確認

(1) 提出期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月6日（木）まで
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで（土日・祝日を除く）

(2) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 実績表（兼資格要件確認書）（様式2）
- ウ 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績を証する書類（契約書の写し、補助事業の交付決定通知等）
- エ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）
- オ 誓約書（様式4）

(3) 提出方法および提出場所

ア 提出方法

提出方法は、直接持参、郵送、又はインターネットフォームのいずれかとする。
直接持参及び郵送による提出の場合は、次の場所を提出先とする。

イ 提出場所

〒210-0024

川崎市川崎区日進町5番地1 川崎市複合福祉センターふくふく 2階
川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課

電話 044-200-3197

※郵送による提出の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送すること。また、締切日必着とする。

ウ インターネットフォームによる提出

次のURLにアクセスし、電子媒体（Word 又は PDF）で提出すること。

URL:<https://logoform.jp/form/FUQz/1283151>

(4) 参加資格確認審査

令和7年11月7日（金）に審査結果に係る通知書を電子メールで送付し、原本は後日郵送する。

8 質問書の提出

(1) 照会窓口

7（3）と同じ

(2) 質問受付期間

令和7年11月7日（金）から令和7年11月12日（水）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで（土日・祝日を除く）

(3) 質問受付方法

ア 提出方法

提出方法は、直接持参、郵送、又はインターネットフォームのいずれかとする。
直接持参及び郵送による提出の場合は、次の場所を提出先とする。

イ 提出場所

〒210-0024

川崎市川崎区日進町5番地1 川崎市複合福祉センターふくふく 2階
川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課

電話 044-200-3197

※郵送による提出の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送すること。また、締切日必着とする。

ウ インターネットフォームによる提出

次のURLにアクセスし、電子媒体（Word 又は PDF）で提出すること。

URL:<https://logoform.jp/form/FUQz/1283131>

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問及びその回答を一覧にし、原則として参加資格を有する全ての法人に対して、令和7年11月19日（水）に電子メールで送付する。

9 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年11月7日（金）から令和7年12月3日（水）まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土日祝日を除く）

(2) 提出書類

- ア 企画提案書（様式6）
- イ 見積書（様式任意）
- ウ 法人概要（パンフレット等）
- エ 法人の事業内容を示すもの（定款等）
- オ 直近の決算書

(3) 提出場所

〒210-0024

川崎市川崎区日進町5番地1 川崎市複合福祉センターふくふく 2階
川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課
電話 044-200-3197

(4) 提出方法

提出方法は、直接持参又は郵送とする。郵送による提出の場合簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送すること。また、締切日必着とする。

(5) 留意事項

企画提案書等の差替え及び追加、再提出は原則として認めない。ただし、記載内容に不備等があり、本市から追記や補足資料等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

10 選定審査委員会の開催

(1) 開催日程

令和7年12月17日（水）午後

※詳細な時間については、参加資格確認結果通知書にて通知する。

※提案参加事業者は会場にて出席すること。出席する者は提案参加事業者につき概ね3名程度までとする。

(2) 審査及び決定

選定審査委員会では、「提案書」、「要件確認書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査を行い、総合評価点数が最も高く、かつ総合評価点数が満点の60%を超えた者を本業務の受託事業者として決定する。

(3) 総合評価点数が同点の場合

総合評価点数が同点となった場合は、評価委員の審議により決定する。

(4) 審査結果の通知方法

審査結果については、書面にて郵送で通知する。

1 1 辞退

契約締結までの期間においては、企画提案等を辞退することができることとする。辞退する場合は、「辞退届」（様式 7）を作成し、書面により申し出ることとする。

なお、選定後、契約締結前に辞退があった場合は、第 2 順位以降（選定基準において一定以上の得点を獲得している場合に限る。）で高順位の者を繰り上げて選定することとする。

1 2 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 参加資格確認結果通知書の送付後に、「5 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

1 3 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は全て参加する者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルに係ること以外に無断で使用することはない。
- (4) 提出書類は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき公開することがある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨（円）とする。
- (6) 本契約の効果発生は、川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決（令和 8 年 3 月頃）を要する。
- (7) その他、本要項に定めのない事項については、川崎市と協議するものとする。